

平成18年5月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令等による賃金の支払の確保等に関する法律施行令等の一部改正について

会社法（平成17年法律第86号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の施行により、改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「改正前商法」という。）に定める会社の整理手続が廃止されること等に伴い、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「施行令」という。）等の一括改正を行うことを内容とする会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令（平成18年政令第189号。以下「改正政令」という。別添1参照。）及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「施行規則」という。）等の一括改正を行うことを内容とする会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成18年厚生労働省令第116号。以下「改正省令」という。別添2参照。）が本日施行された。

改正政令及び改正省令による改正後の施行令（以下「新施行令」という。）及び施行規則（以下「新施行規則」という。）の内容等は下記のとおりであり、その施行に遺憾なきを期されたい。

記

1 内容

(1) 立替払の事由の改正等

- ① 施行令第2条第1項で定める立替払の事由のうち、第2号「整理開始の命令を受けたこと」を削除したこと。これにより、第3号から第5号までの各号を繰り上げたこと。（新施行令第2条第1項第2号、第3号、第4号関係）
- ② 施行令第3条で定める退職の時期について、改正前商法第381条第1項に基づく整理開始の申立てがあった日及び同条第2項の規定による通告に基づ

き裁判所が職権で行う整理開始の命令があった場合には当該通告があった日並びに改正前商法第431条第1項の規定により裁判所が職権で行う特別清算開始の命令があった場合には当該命令があった日及び改正前商法第431条第3項において準用する第381条第2項に基づく行政官庁の通告に基づき裁判所が職権で行う特別清算開始の命令があった場合には当該通告があった日を削除したこと。(新施行令第3条第1号関係)

- ③ 施行規則第12条で定める労働基準監督署長の確認を必要とする労働者について、整理開始の命令があった場合にあっては管理人の証明書の交付を受けることができなかった者を削除したこと。(新施行規則第12条第1号関係)
- ④ その他、所要の規定の整備を行ったこと。(新施行令第2条第2項、第3条及び第5条関係、新施行規則第8条、第9条及び第12条関係)

2 施行期日等

- (1) 改正政令及び改正省令は本日施行されたこと。(改正政令附則第1条、改正省令附則第1条関係)
- (2) 以下の場合において、改正前の施行令第2条第1項(立替払の事由)及び第3条第1号(退職の時期)の規定は、なおその効力を有するとされたこと。(改正政令附則第2条関係)
 - ① 改正政令の施行前に改正前商法第381条第1項に基づく整理開始の申立てがあった場合であって、当該申立てに基づき改正政令の施行前若しくは施行後に整理開始の命令があったとき。
 - ② 改正政令の施行前に同条第2項の規定に基づく通告があった場合であって、当該通告に基づき改正政令の施行前若しくは施行後に整理開始の命令があったとき。
- (3) 以下の場合において、改正前の施行令第3条第1号(退職の時期)の規定は、なおその効力を有するとされたこと。(改正政令附則第2条関係)
 - ① 改正政令の施行前に改正前商法第431条第1項に基づき裁判所が職権で特別清算開始の命令をした場合
 - ② 改正政令の施行前に同条第3項において準用する同法第381条第2項に基づく通告があった場合であって、当該通告に基づき改正政令の施行前若しくは施行後に特別清算開始の命令があったとき。
- (4) 改正政令附則第2条の規定によりなおその効力を有するとされた施行令第2条第1項及び第3条第1号の規定の適用を受ける場合において、改正前の施行規則第9条第1項(認定の申請)及び第12条第1号(確認を必要とする者)の規定は、なおその効力を有するとされたこと。(改正省令附則第2条関係)



(号外)

独立行政法人国立印刷局

目次

(法 律)

- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律(二二四)
- 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(二二五)

(政 令)

- 防衛庁と民間企業との間の交流基準を定める政令の一部を改正する政令(一八二)
- 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(一八三)
- 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(一八四)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令(一八五)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令(一八六)
- 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令(一八七)

(省 令)

- 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整理に関する政令(一八八)
- 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令(一八九)
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則(法務五二)
- 国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令(財務三九)
- 特定国有財産整備特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令(財務・国土交通三)
- 国有財産法施行令第十五条の四の規定に基づき、受託財産から生じた収益の額及び受託財産の管理に要した費用の額の算定方法を定める告示(財務一九三)
- 国有財産法施行令第十五条の四の規定に基づき、財務大臣が定める割合を定める告示(同一九四)
- 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令第七条の規定に基づき、国土交通大臣が定める耐震性能に関する基準を定める件(国土交通六〇二)

(告 示)

本号で公布された
法令のあらまし

◇独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律(法律第三四号)(経済産業省)

一 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正関係

1 機構の目的の追加

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)に規定する排出削減単位の取得に連関する行動に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用等に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の約束を履行することに寄与することを、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)の目的に追加することとした。(第四条第二項関係)

2 機構の業務の追加

(一) 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に連関する行動に参加すること等を機構の業務に追加することとした。(第一五条第二項第一号関係)

(二) (一)の業務の実施に必要な場合において、地球温暖化の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術等に関する指導を行うことを機構の業務に追加することとした。(第一五条第二項第二号関係)

3 国の債務負担

国が2の追加した機構の業務について債務を負担する年限を当該会計年度以降八箇年度以内とする(第一九条の二関係)

4 主務大臣

2の追加した機構の業務に関する事項の主務大臣を経済産業大臣及び環境大臣とする(第二〇条第二項関係)

5 廃止

1から4までは、平成二八年三月三十一日まで廃止することとした。(附則第一条の二関係)

二 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正関係

1 石油及びエネルギー需給構造高度化対策の追加

我が国のエネルギーの利用に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の約束を履行するためにとられる施策(京都議定書に規定する排出削減単位の取得等に係るものに限る。)で経済産業大臣又は環境大臣が行うものであつて、一の2の追加した機構の業務に係る補助を、石油及びエネルギー需給構造高度化対策に追加することとした。(第一条第二項第三号関係)

2 歳出の追加

1の追加した補助金を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の歳出に追加することとした。(第三條第二項第五号の二関係)

3 廃止

1及び2は、平成二八年三月三十一日までに廃止することとした。(附則第二九項関係)

三 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する法律(法律第三五号)(財務省)

1 国有財産の有効活用の促進

(一) 借受庁舎等の使用調整及び実地監査等財務大臣は、庁舎等の適正かつ効率的な使用を図るため、国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている庁舎等について、各省各庁の長に対し、使用調整及び実地監査等を行うことができることとした。(国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第二条、第三条の二及び第四条関係)

(二) 行政財産の貸付対象の拡大等

国の庁舎等のうち床面積又は敷地に余裕がある場合において国以外の者に当該余裕部分を貸し付ける場合を行政財産の処分等の制限の例外として加えた。併せて、国以外の者が行政財産である土地の上に堅固な建物等であつて当該土地の供用の目的を効果的に達成

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

(放送法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に第三条の規定による改正前の放送法施行令（以下「旧放送法施行令」という。）第三条において準用する会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十四条の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により日本放送協会（以下「協会」という。）が定めている放送債権に係る社債管理会社は、準用会社法（第三条の規定による改正後の放送法施行令第三条において準用する会社法をいう。以下同じ。）の規定により協会が定めた放送債権に係る社債管理者とみなす。ただし、準用会社法第七百四十条第二項の規定は、適用せず、その放送債権に係る社債権者に対する損害賠償責任については、なお従前の例による。

2 協会が発行したこの政令の施行の際現に存する放送債権については、準用会社法第六百八十一条第一号の規定（準用会社法第六百七十六号第六号及び第七号に掲げる事項に係る部分に限る。）は、適用しない。

3 協会が発行したこの政令の施行の際現に存する放送債権に係る債券の記載事項については、なお従前の例による。

4 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に招集の手続が開始された放送債権に係る社債権者集会については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に申立て又は裁判があつた旧放送法施行令第三条において準用する会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第六十九号の規定による改正前の非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定による非訟事件の手続については、なお従前の例による。

2 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における非訟事件の手続についても、前項と同様とする。

総務大臣 竹中 平蔵
内閣総理大臣 小泉純一郎

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年四月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百八十八号

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係政令の整理に関する政令

内閣は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十一年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「資本」を「資本金」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条第二号中「もつぱら」を「専ら」に改める。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定の見出しを、（会社法の準用）に改め、当該規定中「商法（明治三十二年法律第四十八号）」を「会社法（平成十七年法律第八十六号）」に改め、（会社法（平成十七年法律第八十六号））を「（会社法（平成十七年法律第八十六号））」に改める。

一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）第五条

二 独立行政法人科学技術振興機構法施行令（平成十五年政令第四百三十九号）第六条

三 独立行政法人理化学研究所法施行令（平成十五年政令第四百四十号）第五条

四 独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）第六条

附 則

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

文部科学大臣 小坂 憲次
内閣総理大臣 小泉純一郎

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十八年四月二十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第百八十九号

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整理に関する政令

内閣は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働組合法施行令の一部改正）

第一条 労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「主たる事務所」の下に「の所在場所」を加える。

（食品衛生法施行令及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「営業報告書又は」を削る。

一 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第二十七条第一項

二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第十四条第一項

（厚生年金基金令の一部改正）

第三条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項ただし書中「資本」を「資本金」に改める。

第四十一条の三第一号中「営業」を「事業」に改め、「に係る事業」を削る。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第四条 勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号を次のように改める。

三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第八号の規定による長期信用銀行債又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八号第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定社債（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号））第二百条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第九十九号の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第七号の二第一項に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第七号の二第一項の債券を含む。）

○賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百六十九号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（立替払の事由） 第二条 法第七条の政令で定める事由は、次に掲げる事由（<u>第四号</u>に掲げる事由にあつては、中小企業事業主に係るものに限る。）とする。 - 一 特別清算開始の命令を受けたこと。 - 二 再生手続開始の決定があつたこと。 - 三 更生手続開始の決定があつたこと。 - 四 <u>前三号に掲げるもののほか、事業主（法第七条の事業主をいう。以下同じ。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になつたことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業（同条の事業をいう。以下同じ。）を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があつたこと。</u> 2 前項の「中小企業事業主」とは、事業活動に著しい支障を生ずるに至つた時前の時であつて、厚生労働省令で定める時において次の各号のいずれかに該当する事業主をいう。 - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて、次号から第四号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が百人以下の事業主であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの	（立替払の事由） 第二条 法第七条の政令で定める事由は、次に掲げる事由（<u>第五号</u>に掲げる事由にあつては、中小企業事業主に係るものに限る。）とする。 - 一 特別清算開始の命令を受けたこと。 - 二 整理開始の命令を受けたこと。 - 三 再生手続開始の決定があつたこと。 - 四 更生手続開始の決定があつたこと。 - 五 <u>前各号に掲げるもののほか、事業主（法第七条の事業主をいう。以下同じ。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になつたことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業（同条の事業をいう。以下同じ。）を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があつたこと。</u> 2 前項の「中小企業事業主」とは、事業活動に著しい支障を生ずるに至つた時前の時であつて、厚生労働省令で定める時において次の各号のいずれかに該当する事業主をいう。 - 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて、次号から第四号までに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が百人以下の事業主であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が百人以下の事業主であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が五十人以下の事業主であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(退職の時期)

第三条 法第七条の政令で定める期間は、次に掲げる日(事業主が前条第一項第四号に掲げる事由に該当した日以後、破産手続開始の決定を受け、又は同項第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた場合には、第二号に掲げる日)の六月前の日から二年間とする。

一 事業主が破産手続開始の決定を受け、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた場合には、当該事業主につきされた破産手続開始等の申立て(破産手続開始、特別清算開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てであつて、当該破産手続開始の決定又は該当することとなつた事由の基礎となつた事実に係るものをいう。以下この号において同じ。)のうち最初の破産手続開始等の申立てがあつた日(破産手続開始等の申立てがなかつた場合において、裁判所が職権で破産手続開始の決定をしたときは、当該決定があつた日とする。)

二 事業主が前条第一項第四号に掲げる事由に該当することとなつた場合には、同号の認定の基礎となつた事実に係る同号の申請のうち

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が百人以下の事業主であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人である事業主及び常時使用する労働者の数が五十人以下の事業主であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(退職の時期)

第三条 法第七条の政令で定める期間は、次に掲げる日(事業主が前条第一項第五号に掲げる事由に該当した日以後、破産手続開始の決定を受け、又は同項第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた場合には、第二号に掲げる日)の六月前の日から二年間とする。

一 事業主が破産手続開始の決定を受け、又は前条第一項第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた場合には、当該事業主につきされた破産手続開始等の申立て(破産手続開始、特別清算開始、整理開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てであつて、当該破産手続開始の決定又は該当することとなつた事由の基礎となつた事実に係るものをいう。以下この号において同じ。)のうち最初の破産手続開始等の申立てがあつた日(破産手続開始等の申立てがなかつた場合において、裁判所が職権で破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令をしたときは当該決定又は命令(当該命令が商法(明治三十二年法律第四十八号)第四百三十一条第三項において準用する同法第三百八十一条第二項の規定による通告に基づくものであるときは、当該通告)があつた日とし、裁判所が同法第三百八十一条第二項の規定による通告に基づき職権で整理開始の命令をしたときは当該通告があつた日とする。)

二 事業主が前条第一項第五号に掲げる事由に該当することとなつた場合には、同号の認定の基礎となつた事実に係る同号の申請のうち

最初の申請があつた日

(船員に関する特例)

第五条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては、第二条第一項第四号中「法第七条」とあるのは「法第十六条の規定により読み替えて適用される法第七条」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、「労働基準監督署長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、前条第一項第一号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条第二項本文の賃金又は当該退職に係る」とあるのは「船員法第五十三条第二項の給料その他の報酬又は当該退職前の労働に対する割増手当若しくは歩合金若しくは当該退職に係る補償休日手当若しくは」と、同条第二項中「労働基準法第二十四条第二項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る」とあるのは「船員法第五十三条第二項の給料その他の報酬並びに基準退職日以前の労働に対する割増手当及び歩合金並びに基準退職日にした退職に係る補償休日手当及び」とする。

最初の申請があつた日

(船員に関する特例)

第五条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員に関しては、第二条第一項第五号中「法第七条」とあるのは「法第十六条の規定により読み替えて適用される法第七条」と、「厚生労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生労働省令・国土交通省令で定めるところにより」と、「労働基準監督署長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)」と、前条第一項第一号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二十四条第二項本文の賃金又は当該退職に係る」とあるのは「船員法第五十三条第二項の給料その他の報酬又は当該退職前の労働に対する割増手当若しくは歩合金若しくは当該退職に係る補償休日手当若しくは」と、同条第二項中「労働基準法第二十四条第二項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る」とあるのは「船員法第五十三条第二項の給料その他の報酬並びに基準退職日以前の労働に対する割増手当及び歩合金並びに基準退職日にした退職に係る補償休日手当及び」とする。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境)

○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

(内閣府・国土交通)

〔省 令〕

○会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う財務省関係省令の整備に関する省令(財務四〇)

○法人税法施行規則の一部を改正する省令(同四一)

○国民生活金融公庫法施行規則の一部を改正する省令(財務・厚生労働一)

○会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(厚生労働一一六)

○船員保険法施行規則の一部を改正する省令(同一一七)

○船員に係る未払賃金の額の確認等に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・国土交通一一)

○農住組合法施行規則及び農住組合法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産・国土交通四)

○会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令(国土交通五八)

○鉄道事業会計規則及び経営安定基金に係る経理の整理に関する省令の一部を改正する省令(同五九)

○建設業法施行規則等の一部を改正する省令(同六〇)

〔規 則〕

○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則(公正取引委七)

○中小企業等協同組合法第七條第三項の規定による届出に関する規則の一部を改正する規則(同八)

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條から第十六條までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部を改正する規則(同九)

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則(国家公安委一六)

〔告 示〕

○道路交通法第百十條第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件

(国家公安委一一)

○保険業法施行規則第六十九條第七項等の規定に基づき、金融庁長官が定める積立て及び取崩しに関する基準を定める件の一部を改正する件

(金融庁五一)

○保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件の一部を改正する件(同五二)

○保険業法施行規則第八十條及び第百五十八條の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件の一部を改正する件(同五三)

○銀行法施行令第十七條の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件(同五四)

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十六條第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件(同五五)

○預金保険法施行規則第三十六條第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件(同五六)

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九條の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件(同五七)

○本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(同五八)

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第十條の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件(同五九)

○平成十二年金融庁告示第四十六號の一部を改正する件(同六〇)

○平成十二年金融庁告示第四十七號の一部を改正する件(同六一)

○平成十年金融監督庁・大蔵省告示第二號及び平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三號を廃止する件(同六二)

○信託業法施行規則第二十一條第四號の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件の一部を改正する件(同六三)

○信託業法施行規則第九十一條において準用する同規則第二十一條第四號の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件の一部を改正する件(同六四)

○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第八條第四號の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件の一部を改正する件(同六五)

○前払式証券の規制等に関する法律施行規則第二十一條第四號の規定に基づき、発行保証金に充てることができる社債券その他の債券を定める件の一部を改正する件(同六六)

○有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則第十二條第四號の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を指定する件の一部を改正する件(同六七)

○社債等登録機関を指定する件(金融庁・法務七)

○貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額を定める件の一部を改正する件(金融庁・財務四)

○預金保険法第四十三條第一號、第六十八條の二第二項及び第九十三條第三項の規定に基づき、預金保険機構が保有することができる有価証券及び預金をすることができる金融機関を指定する件等の一部を改正する件(同五)

(以下次のページへ続く)

○財務省令第四十一号

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十一条の二第一項並びに法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第二百三十三条の十第四項及び第五百五十五條の六第一項の規定に基づき、並びに同令を廃止するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年四月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

法人税法施行規則の一部を改正する省令
法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

目次中(第三十七條)を(第三十六條の五・第三十七條)に改める。

第三十七條の四に次の一項を加える。
令第二十二條の二第九項に規定する所得の金額又は欠損金額は、法第五十七條第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)又は第五十八條第一項(青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し)の規定の適用がある欠損金額の全額を損金の額に算入するものとして計算する。

第二十七條の三の二に次の一号を加える。
十七 自己を令第六十三條の十第一項(非適格合併等により移転を受ける資産等)に係る調整勘定の損金算入等)に規定する譲受け法人又は同条第二項に規定する移転法人とする法第六十二條の八第一項(非適格合併等により移転を受ける資産等)に係る調整勘定の損金算入等)に規定する非適格合併等に該当する事業の譲受け 当該事業の譲受けの日

第二十七條の十六中「までの規定」を「まで」に改め、同条を第二十七條の十五の二とし、第二編第一章第一節第一款の四中同条の次に次の一条を加える。

(資産等超過差額)
第二十七條の十六 令第六十三條の十第四項(非適格合併等により移転を受ける資産等)に係る調整勘定の損金算入等)に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める金額の合計額)とする。

一 法第六十二條の八第一項(非適格合併等により移転を受ける資産等)に係る調整勘定の損金算入等)に規定する非適格合併等により交付された同項の内国法人の株式その他の資産(以下この号において「非適格合併等対価資産」という。)の当該非適格合併等の時における価額(以下この号において「交付時価額」という。)

二 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から当該非適格合併等により移転を受けた事業の価値に相当する金額として当該事業により見込まれる収益の額を基礎として合理的に見積もられる金額を控除した金額

口 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から約定時価額を控除した金額(法第六十二條の八第一項に規定する時価純資産価額が当該約定時価額を超える場合にあっては、当該交付時価額から当該時価純資産価額を控除した金額)

法第六十二條の八第一項に規定する非適格合併等が適格合併に該当しない合併又は適格合併に該当しない分割である場合において同項に規定する超える部分の金額が当該合併又は分割により移転を受ける事業により見込まれる収益の額の状況その他の事情からみて実質的に当該合併又は分割に係る被合併法人又は分割法人の欠損金額(当該移転を受ける事業による収益の額によつて補てんされると見込まれるものを除く)に相当する部分から成ると認められる金額があるとき、当該欠損金額に相当する部分から成ると認められる金額に相当する部分から成ると認められる金額を加える。

(連結法人である基準期間がない特殊支配同族会社の当該年度基準所得金額)
第三十六條の五 令第五百五十五條の二第一項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)に規定する個別所得金額又は個別欠損金額は、法第八十一條の九第一項(連結欠損金の繰越し)の規定の適用がある同項に規定する連結欠損金額の全額を損金の額に算入するものとして計算する。

第三十七條第一項第一号及び第二項の表中「第二十七條の十六」を「第二十七條の十五の二」に改める。

という。が当該非適格合併等により当該非適格合併等対価資産を交付することを約した時の価額(以下この号において「約定時価額」という。)と著しい差異を生じている場合(当該非適格合併等対価資産の交付時価額が約定時価額の二倍を超える場合に限り)イ又はロに掲げる金額(当該内国法人がイに掲げる金額の算定をしていない場合又はその算定の根拠を明らかにした事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類を保存していない場合にあっては、ロに掲げる金額)

イ 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から当該非適格合併等により移転を受けた事業の価値に相当する金額として当該事業により見込まれる収益の額を基礎として合理的に見積もられる金額を控除した金額

ロ 当該非適格合併等対価資産の交付時価額から約定時価額を控除した金額(法第六十二條の八第一項に規定する時価純資産価額が当該約定時価額を超える場合にあっては、当該交付時価額から当該時価純資産価額を控除した金額)

法第六十二條の八第一項に規定する非適格合併等が適格合併に該当しない合併又は適格合併に該当しない分割である場合において同項に規定する超える部分の金額が当該合併又は分割により移転を受ける事業により見込まれる収益の額の状況その他の事情からみて実質的に当該合併又は分割に係る被合併法人又は分割法人の欠損金額(当該移転を受ける事業による収益の額によつて補てんされると見込まれるものを除く)に相当する部分から成ると認められる金額があるとき、当該欠損金額に相当する部分から成ると認められる金額に相当する部分から成ると認められる金額を加える。

(連結法人である基準期間がない特殊支配同族会社の当該年度基準所得金額)
第三十六條の五 令第五百五十五條の二第一項(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入)に規定する個別所得金額又は個別欠損金額は、法第八十一條の九第一項(連結欠損金の繰越し)の規定の適用がある同項に規定する連結欠損金額の全額を損金の額に算入するものとして計算する。

第三十七條第一項第一号及び第二項の表中「第二十七條の十六」を「第二十七條の十五の二」に改める。

附 則

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第二十二條の四に一項を加える改正規定及び第二編第一章の二第一節第一款中第三十七條の二に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第一号
厚生労働省令第一号
会社法(平成十七年法律第八十六号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の施行に伴い、並びに国民生活金融公庫法施行令(昭和二十四年政令第二百一十一号)第三條第三号の規定に基づき、国民生活金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年四月二十八日

財務大臣 谷垣 禎一

国民生活金融公庫法施行規則の一部を改正する省令
国民生活金融公庫法施行規則(平成十一年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則
この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

○厚生労働省令第十六号
会社法(平成十七年法律第八十六号)及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令を次のように定める。
平成十八年四月二十八日

厚生労働大臣 川崎 二郎
会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令
省令第二号中「資本」を「資本金」に改める。

第一条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
第四十八條ノ九ノ八第一号中「整理開始」を削る。

第二条 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
第三十八條第一項第五号中「又は有限会社」を削り、同号又中「合名会社及び合資会社」にあっては、業務執行権を有する」を「持分会社(会

社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう)にあつては、業務を執行する」に改める。
(消費生活協同組合法施行規則の一部改正)
第三条 消費生活協同組合法施行規則(昭和二十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。
農林省 農林省令第一号

第三十一條の二の見出しを「(子会社)」に改め、同条第二号中「(総社員)」を「(総出資者)」に改め、(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。)を削り、同条を同条第三号とし、同条第一号を第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 当該組合が総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができ得る事項の全部につき議決権を行使することができ得ない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八十七條第九項第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の過半数を有する会社

(生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正)
第四条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
第三條中「第九條の二」を「第九條の七」に改める。

第五條の十五の次に次の四條を加える。
(創立総会の議事録)
第五條の十六 法第二十三條第七項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録(法第三十六條第四項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)をもつて作成しなければならない。
3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。
一 創立総会が開催された日時及び場所
二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
三 創立総会に出席した発起人及び設立当時の役員の名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称

(理事会の議事録)

第五條の十七 法第三十一條第六項(法第五十二條において準用する場合を含む。)の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所における理事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第三十一條第七項(法第五十二條において準用する場合を含む。)において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十六條第六項第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第三十一條第七項(法第五十二條において準用する場合を含む。)において準用する会社法第三十六條第六項第三項の規定により理事が招集したものの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

四 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

五 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

第五條の十八 法第三十九條において読み替えて準用する会社法第八十七條第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法(法第三十七條第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。)による提供とする。

一 報告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(役員)の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法

第五條の十九 法第三十九條において読み替えて準用する会社法第八十七條第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 報告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(役員)の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法

第五條の十九 法第三十九條において読み替えて準用する会社法第八十七條第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 報告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

一 組合が行つた調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え(法第三十九條において読み替えて準用する会社法第八十七條第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由

第七條の次に次の一条を加える。

(議事録)

第七條の二 法第四十七條の三の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所(当該場所における役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 総会に出席した役員の氏名

四 議事録の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

第九條の二を第九條の七とし、第九條の次に次の五條を加える。

(財産目録)

第九條の二 法第五十二條において読み替えて準用する会社法第四百九十二條第一項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付することが困難な場合を除き、法第五十二條において準用する会社法第四百七十五條第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付しなければならない。この場合において、清算をする組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第九條の三 法第五十二條において読み替えて準用する会社法第四百九十二條第一項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産

二 負債

三 純資産

4 処分価格を付することが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(決算報告)

第九條の四 法第五十二條において読み替えて準用する会社法第五百七條第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な項目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額

三 残余財産の額(支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額)

(清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第九條の五 法第五十二條において読み替えて準用する会社法第八十七條第一項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 報告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(清算人の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第九條の六 法第五十二條において読み替えて準用する会社法第八十七條第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 報告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(清算人の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第九條の六 法第五十二條において読み替えて準用する会社法第八十七條第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 報告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

一 組合が行つた調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え(法第五十二條において読み替えて準用する会社法第八十七條第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由

第十三條の四の二、第六條、第七條、第九條を「から第七條の二まで、第九條から第九條の六まで」に改める。

第十四條の二「第三條から第九條」を「第三條から第九條の六」に「第九條の二」を「第九條の七」に、「第五條の十三から第九條まで」を「第五條の十三、第六條、第七條、第八條、第九條」に改める。

(国民年金法施行規則の一部改正)

第五條 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の二第二項中「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

(選挙法施行規則の一部改正)

第六條 選挙法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合名会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第二百一十一條第二項第四号イ中「合資会社又は合資会社」を「合資会社」に改める。

第四章の二中第十七条の四の次に次の五条を加える。

(会計帳簿)

第十七条の五 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第六百五十五条第一項の規定により作成すべき会計帳簿については、この条の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録(法第二

条第一項第一号の電磁的記録をいう。ただし、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを限る。第十七条の七において同じ。)をもつて作成及び保存をしなければならない。

3 社会保険労務士法人の会計帳簿に計上すべき資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得価額を付さなければならない。ただし、取得価額を付さなければ適切な資産については、事業年度の末日における時価又は適正な価格を付すことができる。

4 償却すべき資産については、事業年度の末日(事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条において同じ。)において、相当の償却をしなければならない。

5 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において当該各号に定める価格を付さなければならない。当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 事業年度の末日における時価がその時の取得価額より著しく低い資産(当該資産の時価がその時の取得価額まで回復すると認められるものを除く)。事業年度の末日における時価

二 事業年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産。その時の取得価額から相当の減損をした額

6 取立不能のおそれのある債権については、事業年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

7 社会保険労務士法人の会計帳簿に計上すべき負債については、この省令に別段の定めがある場合を除き、債務額を付さなければならない。ただし、債務額を付すことが適切でない負債については、時価又は適正な価格を付すことができる。

8 のれんは、有償で譲り受け、又は合併により取得した場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関し、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(貸借対照表)

第十七条の六 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百七条第二項及び第二項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 貸借対照表に係る事項の金額は、円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとする。

3 貸借対照表は、日本語をもつて表示するものとする。ただし、その他の言語をもつて表示することが不当でない場合は、この限りでない。

4 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百七条第一項の規定により作成すべき貸借対照表は、成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

5 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百七条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る貸借対照表は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

6 各事業年度に係る貸借対照表の作成に係る期間は、当該事業年度の前事業年度の末日の翌日(当該事業年度の前事業年度がない場合にあっては、成立の日)から当該事業年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年(事業年度の末日を変更する場における変更後の最初の事業年度については、一年六月を超えないことができる)貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産
二 負債
三 純資産
8 前項各号に掲げる部は、適当な項目に細分することができる。この場合において、当該各項目については、資産、負債又は純資産を示す適当な名称を付さなければならない。

9 前各項の用語の解釈及び規定の適用に関し、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行を斟酌しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十七条の七 法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百五十八条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める方法(法第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百五十八条第一項第二号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(財産目録)

第十七条の八 法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百五十八條第一項又は第六百六十九條第一項若しくは第二項の規定により作成すべき財産目録については、この条の定めるところによる。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、法第二十五条の二十二第一項各号又は第二項に掲げる場合に該当することとなつた日における処分価格を付さなければならない。この場合において、社会保険労務士法人の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第二号及び第三号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産
二 負債
三 正味資産
(清算開始時の貸借対照表)

第十七条の九 法第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百五十八條第一項又は第六百六十九條第一項若しくは第三項の規定により作成すべき貸借対照表については、この条の定めるところによる。

2 前項の貸借対照表は、財産目録に基づき作成しなければならない。

3 第一項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

一 資産
二 負債
三 純資産
4 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第三条の十一 第一項中「営業報告書又は」を削る。

第九条第一項第二号中「厚生労働大臣が指定した」を「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う」に改める。

(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第十条 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第九条第一項中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第四号」に「第四号」を「第三号」に改める。

第十二条第一号中「又は令第二条第一項第一号から第四号」を「又は令第二条第一項第一号から第三号」に「第五号」を「第四号」に「同項第一号から第四号」を「同項第一号から第三号」に改め、「整理開始の命令があつた場合にあつては管理入」を削り、同号イ中「第四号までに掲げる事由」を「第三号までに掲げる事由」に改め、同号イ中「第四号までに掲げる事由」を「第三号までに掲げる事由」に改め、同項第五号中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第五条第二項第四号中「事業主又は令第二条第一項第一号から第四号」を「事業主又は令第二条第一項第一号から第三号」に「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第四号」に「同項第一号から第四号」を「同項第一号から第三号」に改め、同号イ中「第四号までに掲げる事由」を「第三号までに掲げる事由」に改め、同項第五号中「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第四号」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第十二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条の二及び第八条の四中「又は有限会社」を削る。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成三年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「様式第一又は様式第二による」を削り、同条第二項第二号中「又は営業報告書」を削る。

第二条第一項中「様式第三による」を削る。

様式第三から様式第三までを削る。

(会社法の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部改正)

第十四条 会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則(平成十二年労働省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則

第一条中「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」を「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」に改め、同条第二号中「分割」を「会社分割」に改め、同条第三号中「分割後の」を「会社分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)以後における」に改め、同条第四号中「(以下「効力発生日」という)以後における」を「(以下「効力発生日」という)以後における」に改め、同条第五号中「(以下「効力発生日」という)以後における」を「(以下「効力発生日」という)以後における」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 効力発生日以後における分割会社及び承継会社等の債務の履行の見込みに関する事項

第一条第七号中「所在地」を「住所」に改める。

第二条の見出し中「営業」を「事業」に改め、同条第一号及び第二号中「分割計画書等」を「分割契約等」に改め、作成する時点」を「締結し、又は作成する日」に改め、同条第三号中「当該日」に改める。

第三条第二号中「設立会社等」を「承継会社等」に改め、同条第三号中「設立会社等」を「承継会社等」に改め、同条第四号中「分割計画書等」を「分割契約等」に改め、同条第五号中「分割計画書等」を「分割契約等」に改める。

第四条中「分割」を「会社分割」に改める。

(確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部改正)

第十五条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成十三年内閣府令第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第三十三條第二項」を「会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百三十五條第一項及び第六百七十七條第一項」に改める。

第四条第五号中「担保附社債信託法」を「担保付社債信託法」に改める。

第八条第一項第七号中「直近五営業年度」を「直近五事業年度」に改める。

第十二条中「営業年度」を「事業年度」に改め、同条第十三条中「毎事業年度」を「毎事業年度」に改める。

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第十六条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八十九条中「営業」を「事業」に改める。

(厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第十七条 厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第三号中「営業報告書」を削る。

(健康増進法施行規則の一部改正)

第十八条 健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項第五号中「又は有限会社」を削り、同号中「合名会社及び合資会社」を削り、業務執行権を有する」を「持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五條第一項に規定する持分会社をいう)にあっては、業務執行権を有する」に改める。

(労働者災害補償保険法施行規則等の一部改正)

第十九条 次に掲げる省令の規定中「資本」を「資本金」に改める。

一 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十一年労働省令第二十二号)第二十五條

二 中小企業退職金共済法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第四條第一項第四号、第七十條第一項第四号、第七十一條第四号、第七十四條第一項第二号及び第三號第一項第二号

三 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)第六條の二第二項

四 勤労者財産形成促進法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十七号)第十四條の四第一項第三号

五 雇用保険法施行規則(昭和五十一年労働省令第三号)第二條の三第一項第二号イ及び第三号、第三十條第一項第一号ロ及び第三項第一号ロ

六 国民年金基金規則(平成二年厚生省令第五十八号)第三十條第一項第四号及び第三十條の二第一項第三号

八 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第二十二号)第二十一條第二項

(医療法施行規則等の一部改正)

第二十条 次に掲げる省令の規定中「営業報告書又は」を削る。

一 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十二條の十第一項

二 水道法施行規則(昭和三十一年厚生省令第四十五号)第十四條の十第一項

三 薬事法施行規則第九十一條第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令(平成十六年厚生労働省令第六十二号)第十二條第一項

五 薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録に関する省令(平成十六年厚生労働省令第八十六号)第十一條第一項

附則 (施行期日) 第一条 この省令は、平成十八年五月一日から施行する。

(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則及び未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第八十九号)附則第二條の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第六十九号)第二條第一項及び第三條第一項の規定の適用については、第十條の規定による改正前の賃金の支払の確保等に関する法律施行規則第九條第一項及び第十二條第一項の規定並びに第十一條の規定による改正前の未払賃金の立替払事業に係る船員の立替払賃金の請求の手続等に関する省令第二條及び第五條第二項の規定は、なおその効力を有する。

七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三年労働省令第二十五号)第三十八條

○ 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（事業活動等の状態）

第八条 令第二条第一項第四号の厚生労働省令で定める状態は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする。

（事業活動等の状態）

第八条 令第二条第一項第五号の厚生労働省令で定める状態は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする。

（認定の申請）

（認定の申請）

第九条 令第二条第一項第四号の労働基準監督署長の認定（以下「認定」という。）は、事業主（法第七条の事業主をいう。以下同じ。）が前条に規定する状態に該当することとなつた場合（当該認定の基礎となる事実と同一の事実に基づき、当該事業主が破産手続開始の決定を受け、又は同項第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた場合を除く。）に、行うものとする。

第九条 令第二条第一項第五号の労働基準監督署長の認定（以下「認定」という。）は、事業主（法第七条の事業主をいう。以下同じ。）が前条に規定する状態に該当することとなつた場合（当該認定の基礎となる事実と同一の事実に基づき、当該事業主が破産手続開始の決定を受け、又は同項第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた場合を除く。）に、行うものとする。

2～4（略）

2～4（略）

（確認を必要とする者）

（確認を必要とする者）

第十二条（略）

第十二条（略）

一 破産手続開始の決定を受け、又は令第二条第一項第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた事業主（同項第四号に掲げる事由に該当した日以後、当該破産手続開始の決定を受け、又は同項第一号から第三号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた事業主を除く。）の事業を退職した者であつて、次に掲

一 破産手続開始の決定を受け、又は令第二条第一項第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた事業主（同項第五号に掲げる事由に該当した日以後、当該破産手続開始の決定を受け、又は同項第一号から第四号までに掲げる事由のいずれかに該当することとなつた事業主を除く。）の事業を退職した者であつて、次に掲

げる事項について、裁判所の証明書又は当該事業主について破産手続開始の決定があつた場合にあつては破産管財人、特別清算開始の命令があつた場合にあつては清算人、再生手続開始の決定があつた場合にあつては再生債務者等、更生手続開始の決定があつた場合にあつては管財人の証明書（以下「裁判所等の証明書」という。）の交付を受けることができなかったもの

イ 破産手続開始の決定又は令第二条第一項第一号から第三号までに掲げる事由（以下この号において「立替払の事由」という。）のうち当該事業主が該当することとなつた事由（当該事由の基礎となつた事実と同一の事実に基づき二以上の立替払の事由に該当することとなつた場合には、最初に該当することとなつた事由）及び当該事業主が当該事由に該当することとなつた日

ロ〜ヘ（略）

二 令第二条第一項第四号に掲げる事由に該当することとなつた事業主の事業を退職した者

げる事項について、裁判所の証明書又は当該事業主について破産手続開始の決定があつた場合にあつては破産管財人、特別清算開始の命令があつた場合にあつては清算人、整理開始の命令があつた場合にあつては管理人、再生手続開始の決定があつた場合にあつては再生債務者等、更生手続開始の決定があつた場合にあつては管財人の証明書（以下「裁判所等の証明書」という。）の交付を受けることができなかったもの

イ 破産手続開始の決定又は令第二条第一項第一号から第四号までに掲げる事由（以下この号において「立替払の事由」という。）のうち当該事業主が該当することとなつた事由（当該事由の基礎となつた事実と同一の事実に基づき二以上の立替払の事由に該当することとなつた場合には、最初に該当することとなつた事由）及び当該事業主が当該事由に該当することとなつた日

ロ〜ヘ（略）

二 令第二条第一項第四号に掲げる事由に該当することとなつた事業主の事業を退職した者